

厚木市保健福祉審議会書面会議開催要領

1 会議の日

書面会議の開催日は、返信期日以内に委員から書面による表決があった日のうち、最後の委員の表決を附属機関が受領した日とする。

2 案件

(1) パブリックコメントの実施結果について

ア 地域福祉計画（第5期）（案）について〔福祉総務課〕

イ 障がい者福祉計画（第6期）（案）について〔障がい福祉課〕

(2) 地域福祉計画の地区別計画について〔福祉総務課〕

(3) 厚木市介護保険条例の一部改正について〔介護福祉課〕

3 実施方法

(1) 書面会議の議案書等

書面会議の実施に当たっては、返信期日を指定し、議案書及び参考資料並びに意見書を委員に送付する。

(2) 会議の成立要件

期日までに過半数（会議の定足数の規定による委員の数）からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもって会議に出席したものとする。

(3) 議決方法

議決は、意見書ごとに会議に出席したものとみなした委員の過半数（議決要件の規定による委員の数）の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、会長の決するところによることとする。

(4) 会議結果

書面会議開催後、会長は、各委員の表決内容及び意見を取りまとめ、その結果を、全委員に送付する。

また、会議録は、ホームページ及び市政情報コーナーで公表する（書面会議を実施したことが分かるように記載）。

4 報酬

報酬は、表決をした委員に対して、厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づく額を支払うものとする。